

## 建設コンサルタント業界の現況と展望およびその対策

白石 宗 城\*

## あ ら ま し

わが国の建設コンサルタントは、発生的におよそ3種類に分けることができる。その第一は終戦後間もなくコンサルタントとして発足したもの、第二は建設業あるいはメーカー等から分離したもの、第三は昭和30年以降発足したものなどである。

第一のものは、終戦により拠点を失った技術者がいち早く結集して調査設計業務を開始したもので、当時はあまり需要のなかった時代であるが相当の技術力を持ち、また自力により技術者を養成しながら業務の推進に努力してきたものであって、コンサルタントとしての意識を強く持っている。

第二のものは、鋼およびコンクリート業者の設計部門が独立したもの、あるいは測量・地質業者がその業務を基盤として設計施工管理等を行うようになったもの、その他機械メーカー・電力会社などの設計部門が独立したものなどであるが、この種のものの特色は特定部門においては専門的であるが、親会社の色彩が比較的強いこともぬぐいきれない点である。

第三のものは、官庁あるいは大会社で技術力を習得した優秀な技術者が中心となって業務を開始したものである。この種のものは企業として発足当時は困難もあったが、漸次技術力の充足により発展してきた。

その後、昭和32年に成立した技術士法によりこの企業に従事する技術者の能力も高まり、技術士の資格を有するものの中核体であるコンサルタント企業も逐次社会的地位を確保するようになってきた。

一方、この業界をとりまく環境は昭和40年ころを境にして戦後の国土復興から社会資本の充実に移行し、事業量も飛躍的に増大してきた。これに伴って、企画・計画業務をも含む高度かつ大規模のコンサルティング業務に、建設コンサルタントが積極的に活用される傾向が強まり、省力化時代に即応して建設コンサルタントの役割がますます重要化してきた。

## 建設コンサルタントの概況

建設省所管の建設コンサルタント登録規程に基づく昭和49年1月末現在の登録業者数は、999社となっている。ただし、この数のなかには兼業者も含まれている。すなわち、この登録規程により、一定の登録要件さえ具備すれば建設業者メーカー等も登録できるわけである。そして、建設省はこの999社のうち754社を専業者として取り扱っている。これは測量または建築設計管理を主業務としているものでも、建設コンサルタント業務をいくらかでもやっておれば、これを登録行政のうえから専業者として取り扱っているようである。

次に、この754社の全国の分布状況は、東京301社、大阪136社で、この二大都市だけで全体の約58%を占めている。これに、愛知、福岡、北海道などを含めると約76%であり、大都市に集中していることがわかる。

さらに、資本金を階層別にみると、500万円未満のものが全体の約49%でほぼ半分近くを占めている。

また、全登録業者の昭和48年度年間業務高は約1100億円と推定される。これは、48年度建設投資額のうち、われわれ建設コンサルタントに関連ある土木関係投資額8兆3000億円（建設白書）に対する比率は約1.3%である。

なお、登録部門別の登録数で最も多い部門は鋼構造およびコンクリート部門の281社で、次いで道路部門246社、土質および基礎部門202社の順となっている。この順位はこの10年来変わっていない。したがって、現在までの土木部門の建設投資の在り方もこの部門数の推移によって判断できるわけである。

## 現況の分析と問題点

まず専業者の数であるが、建設省の登録業務の取扱い方として、測量または建築設計管理業務を主業とし、建設コンサルタントを兼業しているものも専業としているが、われわれが考えている専業とは、その業態が専任の技術士を中心として建設コンサルタント業務を主業として、しかも中立性・独立性を堅持するものである。た

\* (社)建設コンサルタンツ協会会長

だ、その業務を遂行するに際し付随的に必要な他の兼業はさしつかえないものと考えている。そうすると、建設省が取り扱っている專業者 754 社のうちわれわれが考えている專業者の数は約 250 社と推定され、登録者総数 999 社の約 25% ということになる。

こういう現状はどのような原因から生じたか、まずコンサルタントの発展過程から追求してみなければならぬ。コンサルタントの発展はコンサルタント自身の実力によって得られたものであることは無視できないが、それと裏腹に発注者（主として官公庁）の力によって押し進められた点を見逃すわけにはいかない。急激な経済成長に伴い、増大する公共投資により、発注者の意のままに、あるいは計算機を回し、あるいは図面を描くなど、いわゆる職人的な環境の中で従業員を増しながらふくれ上がってきた事実は全部がそうであるとはいえないまでも、否定することはできない。いうまでもなく、コンサルタントの業務は高度な技術を必要とする専門職業でなければならない。コンサルタントという崇高の倫理のうえに立って最高のアイディアを提供し、それによって正当な報酬が与えられるべきものである。

したがって、このような観点からわれわれが考えている真のコンサルタントは、登録業者総数からいうと案外少ないと考えられる。

次に業者の分布状況であるが、すでに述べたように。東京、大阪の二大都市に集中している。受注産業が業務の在るところに群がるのはむしろ当然の現象といえよう。しかし、一定地域に集中することは、場合によっては競争激化を招く結果となり、建設コンサルタントの倫理の本旨にもとる事態をも起きかねないこととなり、警戒すべきである。しかし、今後の国土政策は、広域的利用、環境整備の推進に伴って事業量も大都市中心から地方へと移行しつつあるため、われわれ企業もこれに対応して機動的な企業運営が必要とされる。

他方、資本構成であるが建設コンサルタントの本質から考えて一概に資本の多寡によって論ずべきものでないが——資本主義経済体制下において、また、会社企業として経営してゆくうえにおいて、約半数が 500 万円以下の資本金であることは、その責務と社会的地位に比較して、あまりにも企業基盤が脆弱であることを示している。この業種を会社企業として経営していくことについては種々の論議もあるが、この企業の特徴は、企業利益を追求してもその利益はいわゆる技術報酬であって、そのコンサルタント業務に直接還元されるものである。間接的には企業基盤確保のため資本蓄積等にまわすほかはすべて技術力向上のために使用されるものである。その結果として、従業員の給与水準が他企業に比較して高いのはこうした理由によるものである。

## 建設コンサルタントの展望と対策

この業種は常に最高の技術と判断力を具備し、社会的信用を高めることに最善の努力を払うべきものである。また、この業務の大部分が公共工事に関するものであってみれば、その業務のいかんは直接公共の利害に関係するため、その責任の度合は大きい。こうした観点から、現在のコンサルタント業界のすべてが理想的な姿であるとはいいがたい。それには、まずコンサルタントの本質に基づいた業界の秩序の確立、すなわち交通整理をする必要がある。これはなかなか容易なことでないが、幸い受注企業であるから、発注者との協力により、その実現は決して不可能なものではない。

その具体的な方法の一つとして、建設コンサルタント業法の制定によるものがある。

業法制定の動きは、昭和 38 年中央建設審議会の答申以来のことである。建設省はこの答申に基づき翌 39 年に現在の登録規程を告示をもって公布した。この告示の目的は、建設コンサルタント業法を制定するための要件として、わが国の建設コンサルタントの実態把握のためのものである。以来 10 年余の現在では、その告示の目的は十分に達せられている。それにもかかわらず、いまだ業法立法までに至っていない。それには種々の理由があるが、現在ではこの告示が業法的な役割を果たしているとも考えられるため、確たる業法の制定はコンサルタント業界の現状に照らし、かえって重荷になるという懸念があるのではなからうか。

業界の秩序を確保しコンサルタントとして貢献するためには立法は絶対に必要であり、そのためわれわれは早期制定のため不断の努力を続けている。その業法案についてわれわれが考えている主な点は、① 建設コンサルタントの定義、② 登録制の実施、③ 登録を受けないものの業務の禁止、④ 登録部門の範囲、⑤ 兼業の禁止、⑥ 契約の原則、⑦ 著作権の確立等である。以上は建設コンサルタントの使命と独立性という職能本質からくる業法の骨子である。これに伴って、その責任体制の確立が当然要請される。

以上は、われわれが考えている業法の骨子であるが、とりあえずその対策としてこの業法に適應するコンサルタントの育成が先決である。コンサルタントはプロジェクトに対し、予備調査から計画、設計、施工、管理と、その業務を一貫して遂行するのが原則である。そのような業務のできる技術者と、機構が完備された企業に成長することが必要である。そのためには、現在コンサルタントと称しているものの中から設計会社的な企業、すな

わち設計計算，設計図作製を主体とする企業を分別する必要があるのではなからうか。法制定はこのような姿になって初めて行われるべきであるとの説もあるが，われわれは法制定によって，これを促進することを望んでいるものである。

そのほか重要なことは海外進出である。われわれの海外進出は，わが国建設業はじめわが国経済に及ぼす影響

は大きい。しかし，過去の実績の多くはわが国建設コンサルタントの数社に限られている。わが国は東南アジアにおける民族的・地理的条件は有利であり，日本の優秀な技術者を結集したならば欧米先進コンサルタントに十分対抗できるはずである。

(1974.9.4・受付)

## 土木学会編 **基礎と地盤** 48年夏期講習会テキスト

2200円 会員特価 2000円 (〒170)

●基礎地盤の調査——目的，手段と適応性など／大矢 暁 ●土質の解析——土のせん断強度と体積変化，弾性体としての土の圧力分布，すべり抵抗による基礎の支持力など／後藤正司 ●杭基礎の設計——目的，分類，各種の杭の一般的性質，軸方向支持力，載荷試験，支持力公式，杭打ち公式，周面摩擦など／沢口正俊 ●杭基礎の施工——原地盤の土性の変化，打込み・場所打ち・埋設杭の施工，施工設備と仮設工事など／藤田圭一 ●ケーソン基礎の設計——計画，基本事項，安定計算，躯体の設計など／吉田 巖 ●盛土の基礎——軟弱地盤上の盛土，傾斜地盤上の盛土など／中沢 裕 ●岩盤基礎——力学的特性，分類，試験，評価，解析方法など／飯田隆一 ●軟弱地盤対策——特徴と分類，目的と問題点，選択および組合せ，各種の工法など／室町忠彦 ●地中構造物と地盤——地中構造物，開削トンネル，シールドトンネルなど／渡辺 健 ●基礎の耐震設計——震害の例，設計基準，地震動など／田村重四郎 ●

<新しい基礎工法・全面改訂>

### 現場技術者のための 最新の基礎工法

工学博士 中島 武・吉田 巖／理学博士 池田俊雄  
B5判・上製380頁・定価3,900円・送料400円  
図版521個・写真版72個

■本書の特長

従来の基礎工法は勿論、最新の本州・四国連絡橋建設に使用する大型海中基礎まで含めすべての基礎工法を体系化した。また具体的な実例で平易に記述されているので、誰にでも理解しやすい。

■本書の内容

- 1) 各種基礎工法の経歴と得失。
- 2) 施工法および施工上の注意事項。
- 3) 設計上の注意事項。
- 4) 歩掛並びに経費。
- 5) 工事実施例。

■本書の目次

- |     |        |     |          |
|-----|--------|-----|----------|
| 第1章 | くい基礎工法 | 第2章 | ケーソン基礎工法 |
| 第1節 | 既製くい   | 第3章 | 地下連続壁工法  |
| 第2節 | 場所打ちくい | 第4章 | 多柱基礎工法   |

現場技術者のための

### 土圧・土留計算法と実例

東京大学教授工学博士 福岡正巳編  
B5判・350頁・定価4,200円・〒400円

### 土木施工管理技術マニュアル

(改訂版)

B6判・480頁・定価1,500円・〒300円

### 一級土木施工管理技士実地試験 問題の解き方

B6判・270頁・定価1,500円・〒300円

### 土木施工管理関係法令集

B6判・320頁・定価1,300円・〒200円

### ネットワーク(工程管理)品質管理入門

B6判・168頁・定価1,100円 〒200円

現場技術者のための

### 土留・締切設計再入門

玉置 脩著

A5判・310頁・定価3,200円・〒350円

東京都千代田区富士見  
1-7-12 〒102

近代図書株式会社

電話(263)3871-2  
振替東京 23801